

## 徳島県告示第317号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定の番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第1211号	令和8年6月12日	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内17番9並びに17番2、17番10及び31番1の各一部	6.00	38.09